

船舶産業取引適正化ガイドラインの改訂について

1. 改訂の背景

令和 8 年 1 月 に施行される製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号。以下「取適法」という。）及び受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号。以下「振興法」という。）の内容を本ガイドラインに反映させるもの。

2. 主な改訂内容

1. 用語の変更

「親」「下請」を含む用語を改正したため、ガイドラインにおいても、同様の用語変更を行う。

主な用語の変更は、以下のとおりである。

【変更前】	【変更後】
下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請法 ※略称	取適法 ※略称
親事業者	委託事業者
下請中小企業振興法	受託中小企業振興法
下請振興法 ※略称	振興法 ※略称
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金
下請取引	受託取引
3 条書面	4 条明示

2. 「製造委託」の対象物品の追加（取適法第 2 条第 1 項関係）

改正法により、「製造委託」の定義において、対象物品に「専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具」が追加された。ガイドラインにおいて、同様の変更を反映。

3. 特定運送委託類型の追加（取適法第 2 条第 5 項関係）

取適法の適用対象となる取引類型として、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全

部又は一部を他の事業者¹に委託すること」という、「特定運送委託」の類型が追加された。ガイドラインにおいて、本類型が取適法の適用対象となる旨を明記。

4. 従業員数基準の追加（取適法第2条第8項第5号、第6号、第9項第5号、第6号関係）

改正法において、従来の資本金基準に加えて、従業員数基準が追加された。これを踏まえ、ガイドラインにおいても、取適法の適用対象に関する記述を変更。

5. 書面の交付義務の改正（取適法第4条関係）

発注内容等を明示する方法について、改正法により、書面に加え、電磁的方法による明示が認められるようになった。ただし、中小受託事業者から書面の交付を求められた場合は、改めて書面で交付する必要がある。これを踏まえ、ガイドラインにおいても、書面の交付義務に関する記述を変更する。

6. 手形払の利用の禁止等（取適法第5条第1項第2号関係）

改正法により、製造委託等代金の支払について、手形払が全面的に禁止され、さらに、電子記録債権（ファクタリング）等による支払については、支払期日（60日以内）までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することが禁止された（表1）。これを踏まえ、ガイドラインにおいて、手形払の全面的な禁止を明記するとともに、下表の内容を反映する。

支払遅延（5条1項1号）の解釈	
金銭	支払期日までに支払えば許される。
手形払	全面的に禁止される。
電子記録債権、一括決済方式等	①満期が支払期日を超えるものは、利用不可 ②満期が支払期日を超えない場合でも、記録手数料等を中小受託事業者 ² に負担させることで、支払期日までに中小受託事業者が製造委託等代金満額と引き換えることができない場合には、禁止される。

表1 取適法における手形払等の整理について

7. 協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止の追加（取適法第5条第2項第4号関係）

改正法により、委託事業者の禁止事項の1つとして「下請事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、下請事業者が下請代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において下請事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に下請代金の額を決定すること。」が追加された。そのため、ガイドラインにおいて、禁止行為の1つとして上記規定に関する項目を追加。

以上